

【事業 1-1】 農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ）

配分基準チェック表A

経営体名 (申請者名)	
----------------	--

●各項目の該当する点数を右欄に記載し、自己採点をお願いします。

※付加価値額の基準は令和7年中（法人の場合、令和8年2月の直近の決算）の予定ですが、国の実施時期により変更の可能性があります。

※目標年度は、事業年度から3年後です。（令和8年度事業の場合、令和10年度）

区分	項目	内容	点数	点数 記入欄
1	現状の 付加価値額	現状の付加価値額に該当する点数を記入してください。		点
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 現状の付加価値額が300万円以上である。	1	
		現状の付加価値額が600万円以上である。	2	
2	付加価値額の 拡大率 ※注意：区分5. 新規就農ポイント を受けるものは 加点不可	実施年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		点
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より3%以上拡大する。	1	
		目標年度までに付加価値額を現状より10%以上拡大する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より15%以上拡大する。	3	
		注意②：選択した拡大率は必須目標となります。 目標年度までに付加価値額を現状より20%以上拡大する。	4	
目標年度までに付加価値額を現状より30%以上拡大する。	5			
3	付加価値額の 増加額	事業年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		点
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より100万円以上増額する。	1	
		目標年度までに付加価値額を現状より200万円以上増額する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より300万円以上増額する。	3	
		注意②：選択した拡大額は必須目標となります。 目標年度までに付加価値額を現状より400万円以上増額する。	4	
目標年度までに付加価値額を現状より500万円以上増額する。	5			
4	新規就農	新規に就農した方で、下記の(1)に当てはまる場合、加点可能です。		点
		(1)就農後5年以内の認定新規就農者である。	2	
		注意：区分4に加点する場合、区分1は加点できません。 (2) (1)に該当する方で、50歳までに就農している。 (法人の場合、役員のお半数が50歳以下であること)	2	
(3) (1)に該当する方で、経営開始資金等の交付期間中に経営を進展させて交付を終了している。	1			
5	新規就農者の 付加価値額の 拡大率	実施年度より3年間で達成できる付加価値額（4.新規就農に加点する方のみ）		点
		注意①：付加価値額とは 収入総額-経費総額 +雇用人件費 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上にできる。	1	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の10%増し以上にできる。	2	
		注意②：区分5に加点する場合、区分2、3は加点できません。 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の20%増し以上にできる。	3	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の30%増し以上にできる。	4	
注意③：選択した拡大率は必須目標となります。 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の40%増し以上にできる。	5			

区分	項目	内容	点数	点数 記入欄
6	経営面積の 拡大	経営面積拡大に取り組み、いずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 目標年度に現状より4割（施設園芸は20%、果樹は10%）以上の経営面積の拡大を行うことができる。 	5	
		<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 目標年度に現状より2割（施設園芸は10%、果樹は5%）以上経営面積の拡大を行うことができる。 	4	
		<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。 	3	
		<ul style="list-style-type: none"> 目標年度に現状より4割（施設園芸は20%、果樹は10%）以上経営面積の拡大を行うことができる。 	3	
		<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている。 	2	
		<ul style="list-style-type: none"> 目標年度に現状より2割（施設園芸は10%、果樹は5%）以上経営面積の拡大を行うことができる。 	2	
7	経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化することとしている。	2	点
		GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点
		農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1	点
		青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
		有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けることとしている。	1	点
8	労働時間の 短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、(a)から(c)までのいずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		(a) 目標年度までに10%以上削減することとしている。	1	
		(b) 目標年度までに20%以上削減することとしている。	2	
		(c) 目標年度までに50%以上削減することとしている。	3	
9	農業者の育成	農業研修生を受け入れている。 （国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く）	1	点
		受け入れた農業研修生の中で、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる。	1	点
10	女性の取組	いずれかに該当する場合。 (1)女性農業者。 (2)法人又は任意組織で、代表者が女性か、役員若しくは構成員の過半数が女性である。 (3)法人又は任意組織で、部門間で区分経理を行い、当該部門の責任者が女性である。	3	点
11	輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものである。	1	点
合 計				点